

水道料金及び下水道使用料等の消費税率引き上げによる対応について

10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられます。水道料金・下水道使用料につきましては、11月検針分(11月末請求)より消費税率10%を適用させていただきます。

また、新しく水道に加入する際や、蛇口の数を増やしてメーターの大きさが変わる場合にお支払いいただく水道加入金につきましては、10月1日以降のメーター出庫分より消費税率10%を適用させていただきます。皆様のご理解をお願いいたします。なお、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

新旧料金等の比較

(税込み)

メータ口径	使用水量	区分	旧料金	新料金
13mm	10m ³	水道料金	1,566円	1,595円
		下水道使用料	1,080円	1,100円
		計	2,646円	2,695円
	20m ³	水道料金	3,078円	3,135円
		下水道使用料	2,160円	2,200円
		計	5,238円	5,335円
	30m ³	水道料金	4,590円	4,675円
		下水道使用料	3,240円	3,300円
		計	7,830円	7,975円
	40m ³	水道料金	6,102円	6,215円
		下水道使用料	4,428円	4,510円
		計	10,530円	10,725円
20mm	10m ³	水道料金	1,620円	1,650円
		下水道使用料	1,080円	1,100円
		計	2,700円	2,750円
	20m ³	水道料金	3,132円	3,190円
		下水道使用料	2,160円	2,200円
		計	5,292円	5,390円
	30m ³	水道料金	4,644円	4,730円
		下水道使用料	3,240円	3,300円
		計	7,884円	8,030円
	40m ³	水道料金	6,156円	6,270円
		下水道使用料	4,428円	4,510円
		計	10,584円	10,780円

(税込み)

メータ口径	旧加入金	新加入金
13mm	54,000円	55,000円
20mm	145,800円	148,500円
25mm	248,400円	253,000円
30mm	378,000円	385,000円
40mm	756,000円	770,000円
50mm	1,296,000円	1,320,000円
75mm	3,672,000円	3,740,000円
100mm	7,344,000円	7,480,000円
150mm	町長の定める額	

▶問い合わせ先＝

上下水道課

上水道業務係 ☎569168

下水道業務係 ☎569167

町営住宅入居者募集

▶募集住宅＝

愛宕町営住宅	3DK(昭和49年築)	1戸
下町第二町営住宅	3DK(平成5年築)	1戸

単身入居は2DKの部屋に限ります。

▶受付期間＝9月2日(月)～13日(金)
(土日を除く)

※家賃は、入居者の年収等により決まります。

※入居可能日は、翌月1日になります。

▶問い合わせ先＝建築課 住宅係
☎569145

「全国家計構造調査」にご協力ください。

総務省統計局は10月から11月までの2か月間、全国家計構造調査を実施します。この調査は、皆様に日々の収入や支出などを御回答いただき、国民生活の実態を明らかにするものです。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活に身近なさまざまな政策などに役立てられます。ひとりひとりの回答が、日本のよりよい未来を作ります。調査へのご協力をお願いします。

▼調査期間＝令和元年12月まで

☎5691117

▼問い合わせ先＝企画課 情報広報係

消費税率引き上げ等に伴う 公共施設の使用料等の改定について

令和元(2019)年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、公共施設の使用料等について消費税の引上げ分の転嫁等による改定を行います。

対象となる公共施設等は以下のとおりとなりますので、ご理解くださるようお願いします。

なお、改定後の料金等の詳細については、町ホームページをご覧ください。各担当課等へお問い合わせください。

公共施設等	問い合わせ先	
上三川いきいきプラザ	健康福祉課 成人健康係	☎(56)9133
田川ふれあい公園、蓼沼親水緑地公園、石田公園、ゆうき公園	都市建設課 管理係	☎(56)9146
中央公民館	中央公民館	☎(56)3510
体育センター、富士山公園軟式野球場夜間照明施設、富士山公園テニスコート	生涯学習課 スポーツ係兼国体準備係	☎(56)9170
農村環境改善センター	農政課 農村振興係	☎(56)9136
電気自動車急速充電器	総務課 管財係	☎(56)9114

水道料金は便利な口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、口座振替または納入通知書によるお支払いの2種類があります。

口座振替の場合、金融機関等に出向いて支払う必要がなく、支払い忘れを防ぐことができます。たいへん便利です。ぜひご利用ください。

また、1件あたりの収納に係る経費が、納入通知書によるお支払いと比較して約1/7、コンビニでのお支払いと比較して約1/13となり、経費削減にもつながりますので、口座振替によるお支払いにご理解・ご協力をお願いします。

口座振替の申込みは、町上下水道課窓口や取扱金融機関で手続きができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

～水道料金の未納対策(給水停止)を実施しています～

水道事業は皆様にお支払いいただいている水道料金をもとに運営しています。

正しく納めていただいている方との公平性を保つため、町では水道料金の未納者に対し、給水の停止を実施しています。

水道事業の健全運営のため、水道料金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

水道料金業務の流れ

メーター検針	毎月 5～15日頃	※土日祝日の場合は翌営業日になります。 ※口座振替日の前日までに、通帳残高の確認をお願いします。 ※口座振替ができなかった場合、その月の25日に再振替します。
納付書発送	毎月 25日頃	
口座振替	翌月 7日※	
納期限	翌月 10日※	

▶問い合わせ先=上下水道課 上水道業務係 ☎(56)9168